

保発0204第6号  
平成28年2月4日

( 別 記 ) 殿

厚生労働省保険局長  
〔 公 印 省 略 〕

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）

標記については、別添のとおり、都道府県知事、全国健康保険協会理事長及び健康保険組合理事長あて通知したので、よろしくお取り計らい願いたい。

【別 添】

保 発 0 2 0 4 第 2 号  
平 成 2 8 年 2 月 4 日

都道府県知事 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長  
〔 公 印 省 略 〕

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年厚生労働省令第 13 号。以下「改正省令」という。）及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（平成 28 年厚生労働省告示第 23 号。以下「改正告示」という。）が本日公布され、一部の規定を除き平成 28 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合へ周知等を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

改正法第 5 条の規定による改正後の健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等における改正事項のうち、傷病手当金及び出産手当金の額の算定に関する事項、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及びこれらの額の減額の対象者に関する事項並びに保険者から社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「支払基金等」という。）への事務の委託に関する事項を定めるもの。

また、上記の内容のほか、医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、海外療養費及び特定健康保険組合の見直しに係る所要の改正を行うもの。

## 第2 改正省令の主な内容

### 1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。）の一部改正（改正省令第1条関係）

#### (1) 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の対象者に関する事項

##### ア 食事療養標準負担額の減額の対象者に、

- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者（以下「指定難病患者」という。）

を追加すること。（健保則第58条関係）

##### イ 生活療養標準負担額の減額の対象者に、指定難病患者を追加すること。（健保則第62条の3関係）

#### (2) 海外療養費に関する事項

海外療養費の支給申請に当たって、

- ・ 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
- ・ 保険者が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

を添付書類として求めること。（健保則第66条関係）

#### (3) 傷病手当金及び出産手当金に関する事項

ア 傷病手当金の支給申請に当たって、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月以内の期間において、当該傷病手当金の支給を受けようとする被保険者に適用事業所の変更があった場合（同一保険者内の変更に限る。）又は健康保険組合（以下「組合」という。）に合併、分割若しくは解散があった場合の届出を、添付書類として求めること。（健保則第84条第7項関係）

イ 健康保険法第104条の規定により、被保険者（任意継続被保険者を除く。）であった者がその資格を喪失した日以後に傷病手当金の支給を始める場合においては、その資格を喪失した日の前日において当該被保険者であった者が属していた保険者等（同法第39条第1項に規定する保険者等をいう。以下同じ。）により定められた標準報酬月額を平均の算定に用いること。（健保則第84条の2第1項関係）

ウ 組合の合併、分割又は解散により権利義務を承継した組合又は全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、当該合併、分割又は解散がある前の組合において定められた標準報酬月額についても平均の算定に用いること。（健保則第 84 条の 2 第 2 項から第 4 項まで関係）

エ 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 12 月以内の期間において、任意継続被保険者期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬月額についても平均の算定に用いること。（健保則第 84 条の 2 第 5 項関係）

オ 同一の保険者等において、同一の月に 2 以上の標準報酬月額が定められた月があるときは、当該月において最後に定められた標準報酬月額を平均の算定に用いること。（健保則第 84 条の 2 第 6 項関係）

カ 傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病（以下「疾病等」という。）につき傷病手当金の支給を受けられるときは、それぞれの疾病等に係る傷病手当金のいずれか多い額を支給すること。（健保則第 84 条の 2 第 7 項関係）

キ 出産手当金の支給申請及び支給額の算定方法について、上記アからオまでの規定を準用すること。（健保則第 87 条第 3 項及び第 87 条の 2 関係）

(4) 保険者から支払基金等への事務の委託に関する事項

ア 保険者は、社会保険診療報酬支払基金に対して、保険給付のうち、療養費、出産育児一時金等の支給に関する事務を委託することができること。（健保則第 159 条の 7 関係）

イ 保険者が社会保障・税番号制度に基づき実施する事務のうち、支払基金等に対して委託することができる事務の範囲を定めること。（健保則第 159 条の 8 及び第 159 条の 9 関係）

(5) 特定健康保険組合に関する事項

特定健康保険組合の要件のうち、

- ・ 特例退職被保険者が将来にわたり相当数見込まれること
- ・ 特例退職被保険者であるべき者の範囲を著しく制限しないこと

を削除し、特定健康保険組合の規約変更により特例退職被保険者の新規加入の制限を行えるようにすること。（健保則第 163 条関係）

2 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。）の一部改正（改正省令第 2 条関係）

(1) 海外療養費に関する事項

上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。（船保則第 58 条関係）

- (2) 傷病手当金及び出産手当金に関する事項
    - ア 傷病手当金の支給申請に当たって、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月以内の期間において、当該傷病手当金の支給を受けようとする被保険者に適用事業所の変更があった場合の届出を、添付書類として求めること。(船保則第69条第7項関係)
    - イ 被保険者であった者がその資格を喪失した日以後に傷病手当金の支給を始める場合であって、その資格を喪失した日が月の初日であるときは、その資格を喪失した日の前日の属する月以前に定められた標準報酬月額を平均の算定に用いること。(船保則第69条の2第1項関係)
    - ウ 上記1の(3)のエ、オ及びカと同様の改正を行うこと。(船保則第69条の2第2項から第4項まで関係)
    - エ 出産手当金に関して、疾病任意継続被保険者又は被保険者であった者が出産手当金の支給を受ける場合は、被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。)の資格を喪失した日の前日の属する月以前に定められた標準報酬月額を平均の算定に用いること。このほか、出産手当金の支給申請及び支給額の算定方法については、上記2の(2)のア及びウ(1の(3)のカに係る部分を除く。)の規定を準用すること。(船保則第79条第5項及び第79条の2関係)
  - (3) 協会から支払基金等への事務の委託に関する事項  
上記1の(4)と同様の改正を行うこと。(船保則第222条から第224条まで関係)
- 3 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「国保則」という。)の一部改正(改正省令第3条関係)
    - (1) 海外療養費に関する事項  
上記1の(2)と同様の改正を行うこと。(国保則第27条関係)
    - (2) 保険者から支払基金等への事務の委託に関する事項  
上記1の(4)のイと同様の改正を行うこと。(国保則第44条の2及び第44条の3関係)
    - (3) その他所要の規定の整理に関する事項(国保則第28条の2関係)  
療養費支給申請書において、申請人の個人番号を選択的記載事項としたこと。その他所要の規定の整理を行ったこと。
  - 4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「高確則」という。)の一部改正(改正省令第4条関係)
    - (1) 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額に関する事項

食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の対象者に、指定難病患者を追加すること。(高確則第 35 条及び第 40 条関係)

(2) 海外療養費に関する事項

上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。(高確則第 47 条関係)

(3) 後期高齢者医療広域連合から支払基金等への事務の委託に関する事項

上記 1 の(4)のイと同様の改正を行うこと。(高確則第 120 条及び第 121 条関係)

第 3 改正告示の主な内容

1 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）の一部改正（改正告示第 1 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者		<u>1食につき 460 円</u> （ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間においては、 <u>1食につき 360 円</u> ）
B	<u>C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者</u>		<u>1食につき 260 円</u>
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 3 号又は同条第 4 項第 3 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1食につき 210 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1食につき 160 円
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 4 号又は同条第 4 項第 4 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）		1食につき 100 円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。なお、健保則第 62 条の 3 第 4 号の規定による「病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者」（以下「厚生労働大臣が定める者」という。）及び指定難病患者以外の患者の生活療養標準負担額については、今回の改正告示による改正はないこと。

< 指定難病患者又は厚生労働大臣が定める者の生活療養標準負担額 >

(下線部は、改正告示による改正部分)

対象者の分類		生活療養標準負担額
A	B、Cのいずれにも該当しない者 厚生労働大臣が定める者(※)	<u>1日につき0円と1食につき460円との合計額(ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、1日につき0円と1食につき360円との合計額)</u>
	指定難病患者	<u>1日につき0円と1食につき260円との合計額</u>
B	低所得者Ⅱ 過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき0円と1食につき210円との合計額
	過去1年間の入院期間が90日超	1日につき0円と1食につき160円との合計額
C	低所得者Ⅰ	1日につき0円と1食につき100円との合計額

(※) 厚生労働大臣が定める者については、「健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成18年厚生労働省告示第488号)に具体的な対象者が列記されており、現行では指定難病患者が含まれている。今回の改正省令により指定難病患者が健保則上に規定されたことに伴い、当該告示から指定難病患者を除く必要があるが、同告示の改正内容については、追って通知する。

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成19年厚生労働省告示第395号)の一部改正(改正告示第2条関係)

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

(下線部は、改正告示による改正部分)

対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	<u>1食につき460円(ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、1食につき360円)</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない指定難病患者	<u>1食につき260円</u>
C	低所得者Ⅱ(高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「高確令」という。)第15条第1項第3号又は同条第2項第3号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。)	過去1年間の入院期間が90日以内 1食につき210円
	過去1年間の入院期間が90日超	1食につき160円
D	低所得者Ⅰ(高確令第15条第1項第4号若しくは同条第2項第4号又は第14条第7項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。)	1食につき100円

- (2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。なお、厚生労働大臣が定める者及び指定難病患者以外の患者の生活療養標準負担額については、今回の改正告示による改正はないこと。

<指定難病患者又は厚生労働大臣が定める者の生活療養標準負担額>

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	B、Cのいずれにも該当しない者	厚生労働大臣が定める者	1日につき0円と1食につき460円との合計額(ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、1日につき0円と1食につき360円との合計額)
		指定難病患者	1日につき0円と1食につき260円との合計額
B	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき0円と1食につき210円との合計額
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき0円と1食につき160円との合計額
C	低所得者Ⅰ		1日につき0円と1食につき100円との合計額

### 3 経過措置（改正告示附則第3項関係）

平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床をいう。）に入院していた者であって、平成28年4月1日以後も引き続き医療機関に入院（当該者が一の医療機関を退院した日において他の医療機関に入院する場合を含む。）する者については、当分の間、改正告示による改正前の告示の規定を適用すること。

### 第4 施行期日

平成28年4月1日から施行すること。ただし、第2の3の(3)の改正は、公布の日から施行すること。



保 発 0 2 0 4 第 3 号  
平 成 2 8 年 2 月 4 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長  
〔 公 印 省 略 〕

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年厚生労働省令第 13 号。以下「改正省令」という。）及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（平成 28 年厚生労働省告示第 23 号。以下「改正告示」という。）が本日公布され、一部の規定を除き平成 28 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

改正法第 5 条の規定による改正後の健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等における改正事項のうち、傷病手当金及び出産手当金の額の算定に関する事項、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及びこれらの額の減額の対象者に関する事項並びに保険者から社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「支払基金等」という。）への事務の委託に関する事項を定めるもの。

また、上記の内容のほか、医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、海外療養費及び特定健康保険組合の見直しに係る所要の改正を行うもの。

## 第2 改正省令の主な内容

### 1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。）の一部改正（改正省令第1条関係）

#### (1) 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の対象者に関する事項

##### ア 食事療養標準負担額の減額の対象者に、

- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者（以下「指定難病患者」という。）

を追加すること。（健保則第58条関係）

##### イ 生活療養標準負担額の減額の対象者に、指定難病患者を追加すること。（健保則第62条の3関係）

#### (2) 海外療養費に関する事項

海外療養費の支給申請に当たって、

- ・ 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
- ・ 保険者が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

を添付書類として求めること。（健保則第66条関係）

#### (3) 傷病手当金及び出産手当金に関する事項

##### ア 傷病手当金の支給申請に当たって、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月以内の期間において、当該傷病手当金の支給を受けようとする被保険者に適用事業所の変更があった場合（同一保険者内の変更に限る。）又は健康保険組合（以下「組合」という。）に合併、分割若しくは解散があった場合の届出を、添付書類として求めること。（健保則第84条第7項関係）

##### イ 健康保険法第104条の規定により、被保険者（任意継続被保険者を除く。）であった者がその資格を喪失した日以後に傷病手当金の支給を始める場合においては、その資格を喪失した日の前日において当該被保険者であった者が属していた保険者等（同法第39条第1項に規定する保険者等をいう。以下同じ。）により定められた標準報酬月額を平均の算定に用いること。（健保則第84条の2第1項関係）

ウ 組合の合併、分割又は解散により権利義務を承継した組合又は全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、当該合併、分割又は解散がある前の組合において定められた標準報酬月額についても平均の算定に用いること。（健保則第 84 条の 2 第 2 項から第 4 項まで関係）

エ 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 12 月以内の期間において、任意継続被保険者期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬月額についても平均の算定に用いること。（健保則第 84 条の 2 第 5 項関係）

オ 同一の保険者等において、同一の月に 2 以上の標準報酬月額が定められた月があるときは、当該月において最後に定められた標準報酬月額を平均の算定に用いること。（健保則第 84 条の 2 第 6 項関係）

カ 傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病（以下「疾病等」という。）につき傷病手当金の支給を受けられるときは、それぞれの疾病等に係る傷病手当金のいずれか多い額を支給すること。（健保則第 84 条の 2 第 7 項関係）

キ 出産手当金の支給申請及び支給額の算定方法について、上記アからオまでの規定を準用すること。（健保則第 87 条第 3 項及び第 87 条の 2 関係）

(4) 保険者から支払基金等への事務の委託に関する事項

ア 保険者は、社会保険診療報酬支払基金に対して、保険給付のうち、療養費、出産育児一時金等の支給に関する事務を委託することができること。（健保則第 159 条の 7 関係）

イ 保険者が社会保障・税番号制度に基づき実施する事務のうち、支払基金等に対して委託することができる事務の範囲を定めること。（健保則第 159 条の 8 及び第 159 条の 9 関係）

(5) 特定健康保険組合に関する事項

特定健康保険組合の要件のうち、

- ・ 特例退職被保険者が将来にわたり相当数見込まれること
- ・ 特例退職被保険者であるべき者の範囲を著しく制限しないこと

を削除し、特定健康保険組合の規約変更により特例退職被保険者の新規加入の制限を行えるようにすること。（健保則第 163 条関係）

2 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。）の一部改正（改正省令第 2 条関係）

(1) 海外療養費に関する事項

上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。（船保則第 58 条関係）

- (2) 傷病手当金及び出産手当金に関する事項
  - ア 傷病手当金の支給申請に当たって、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月以内の期間において、当該傷病手当金の支給を受けようとする被保険者に適用事業所の変更があった場合の届出を、添付書類として求めること。(船保則第69条第7項関係)
  - イ 被保険者であった者がその資格を喪失した日以後に傷病手当金の支給を始める場合であって、その資格を喪失した日が月の初日であるときは、その資格を喪失した日の前日の属する月以前に定められた標準報酬月額を平均の算定に用いること。(船保則第69条の2第1項関係)
  - ウ 上記1の(3)のエ、オ及びカと同様の改正を行うこと。(船保則第69条の2第2項から第4項まで関係)
  - エ 出産手当金に関して、疾病任意継続被保険者又は被保険者であった者が出産手当金の支給を受ける場合は、被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。)の資格を喪失した日の前日の属する月以前に定められた標準報酬月額を平均の算定に用いること。このほか、出産手当金の支給申請及び支給額の算定方法については、上記2の(2)のア及びウ(1の(3)のカに係る部分を除く。)の規定を準用すること。(船保則第79条第5項及び第79条の2関係)
- (3) 協会から支払基金等への事務の委託に関する事項  
上記1の(4)と同様の改正を行うこと。(船保則第222条から第224条まで関係)
- 3 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「国保則」という。)の一部改正(改正省令第3条関係)
  - (1) 海外療養費に関する事項  
上記1の(2)と同様の改正を行うこと。(国保則第27条関係)
  - (2) 保険者から支払基金等への事務の委託に関する事項  
上記1の(4)のイと同様の改正を行うこと。(国保則第44条の2及び第44条の3関係)
  - (3) その他所要の規定の整理に関する事項(国保則第28条の2関係)  
療養費支給申請書において、申請人の個人番号を選択的記載事項としたこと。その他所要の規定の整理を行ったこと。
- 4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「高確則」という。)の一部改正(改正省令第4条関係)
  - (1) 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額に関する事項

食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の対象者に、指定難病患者を追加すること。(高確則第 35 条及び第 40 条関係)

(2) 海外療養費に関する事項

上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。(高確則第 47 条関係)

(3) 後期高齢者医療広域連合から支払基金等への事務の委託に関する事項

上記 1 の(4)のイと同様の改正を行うこと。(高確則第 120 条及び第 121 条関係)

第 3 改正告示の主な内容

1 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）の一部改正（改正告示第 1 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者		<u>1食につき 460 円</u> （ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間においては、 <u>1食につき 360 円</u> ）
B	<u>C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者</u>		<u>1食につき 260 円</u>
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 3 号又は同条第 4 項第 3 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1食につき 210 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1食につき 160 円
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 4 号又は同条第 4 項第 4 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）		1食につき 100 円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。なお、健保則第 62 条の 3 第 4 号の規定による「病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者」（以下「厚生労働大臣が定める者」という。）及び指定難病患者以外の患者の生活療養標準負担額については、今回の改正告示による改正はないこと。

< 指定難病患者又は厚生労働大臣が定める者の生活療養標準負担額 >

(下線部は、改正告示による改正部分)

対象者の分類		生活療養標準負担額
A	B、Cのいずれにも該当しない者 厚生労働大臣が定める者(※)	<u>1日につき0円と1食につき460円との合計額(ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、1日につき0円と1食につき360円との合計額)</u>
	指定難病患者	<u>1日につき0円と1食につき260円との合計額</u>
B	低所得者Ⅱ 過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき0円と1食につき210円との合計額
	過去1年間の入院期間が90日超	1日につき0円と1食につき160円との合計額
C	低所得者Ⅰ	1日につき0円と1食につき100円との合計額

(※) 厚生労働大臣が定める者については、「健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成18年厚生労働省告示第488号)に具体的な対象者が列記されており、現行では指定難病患者が含まれている。今回の改正省令により指定難病患者が健保則上に規定されたことに伴い、当該告示から指定難病患者を除く必要があるが、同告示の改正内容については、追って通知する。

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成19年厚生労働省告示第395号)の一部改正(改正告示第2条関係)

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

(下線部は、改正告示による改正部分)

対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	<u>1食につき460円(ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、1食につき360円)</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない指定難病患者	<u>1食につき260円</u>
C	低所得者Ⅱ(高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「高確令」という。)第15条第1項第3号又は同条第2項第3号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。)	過去1年間の入院期間が90日以内 1食につき210円
	過去1年間の入院期間が90日超	1食につき160円
D	低所得者Ⅰ(高確令第15条第1項第4号若しくは同条第2項第4号又は第14条第7項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。)	1食につき100円

- (2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。なお、厚生労働大臣が定める者及び指定難病患者以外の患者の生活療養標準負担額については、今回の改正告示による改正はないこと。

<指定難病患者又は厚生労働大臣が定める者の生活療養標準負担額>

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	B、Cのいずれにも該当しない者	厚生労働大臣が定める者	1日につき0円と1食につき460円との合計額(ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、1日につき0円と1食につき360円との合計額)
		指定難病患者	1日につき0円と1食につき260円との合計額
B	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき0円と1食につき210円との合計額
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき0円と1食につき160円との合計額
C	低所得者Ⅰ		1日につき0円と1食につき100円との合計額

### 3 経過措置（改正告示附則第3項関係）

平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床をいう。）に入院していた者であって、平成28年4月1日以後も引き続き医療機関に入院（当該者が一の医療機関を退院した日において他の医療機関に入院する場合を含む。）する者については、当分の間、改正告示による改正前の告示の規定を適用すること。

### 第4 施行期日

平成28年4月1日から施行すること。ただし、第2の3の(3)の改正は、公布の日から施行すること。

保 発 0 2 0 4 第 4 号  
平 成 2 8 年 2 月 4 日

健康保険組合理事長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長  
〔 公 印 省 略 〕

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年厚生労働省令第 13 号。以下「改正省令」という。）及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（平成 28 年厚生労働省告示第 23 号。以下「改正告示」という。）が本日公布され、一部の規定を除き平成 28 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

改正法第 5 条の規定による改正後の健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等における改正事項のうち、傷病手当金及び出産手当金の額の算定に関する事項、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及びこれらの額の減額の対象者に関する事項並びに保険者から社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「支払基金等」という。）への事務の委託に関する事項を定めるもの。

また、上記の内容のほか、医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、海外療養費及び特定健康保険組合の見直しに係る所要の改正を行うもの。



## 第2 改正省令の主な内容

### 1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。）の一部改正（改正省令第1条関係）

#### (1) 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の対象者に関する事項

##### ア 食事療養標準負担額の減額の対象者に、

- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者（以下「指定難病患者」という。）

を追加すること。（健保則第58条関係）

##### イ 生活療養標準負担額の減額の対象者に、指定難病患者を追加すること。（健保則第62条の3関係）

#### (2) 海外療養費に関する事項

海外療養費の支給申請に当たって、

- ・ 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
- ・ 保険者が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

を添付書類として求めること。（健保則第66条関係）

#### (3) 傷病手当金及び出産手当金に関する事項

##### ア 傷病手当金の支給申請に当たって、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月以内の期間において、当該傷病手当金の支給を受けようとする被保険者に適用事業所の変更があった場合（同一保険者内の変更に限る。）又は健康保険組合（以下「組合」という。）に合併、分割若しくは解散があった場合の届出を、添付書類として求めること。（健保則第84条第7項関係）

##### イ 健康保険法第104条の規定により、被保険者（任意継続被保険者を除く。）であった者がその資格を喪失した日以後に傷病手当金の支給を始める場合においては、その資格を喪失した日の前日において当該被保険者であった者が属していた保険者等（同法第39条第1項に規定する保険者等をいう。以下同じ。）により定められた標準報酬月額を平均の算定に用いること。（健保則第84条の2第1項関係）

ウ 組合の合併、分割又は解散により権利義務を承継した組合又は全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、当該合併、分割又は解散がある前の組合において定められた標準報酬月額についても平均の算定に用いること。（健保則第 84 条の 2 第 2 項から第 4 項まで関係）

エ 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 12 月以内の期間において、任意継続被保険者期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬月額についても平均の算定に用いること。（健保則第 84 条の 2 第 5 項関係）

オ 同一の保険者等において、同一の月に 2 以上の標準報酬月額が定められた月があるときは、当該月において最後に定められた標準報酬月額を平均の算定に用いること。（健保則第 84 条の 2 第 6 項関係）

カ 傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病（以下「疾病等」という。）につき傷病手当金の支給を受けられるときは、それぞれの疾病等に係る傷病手当金のいずれか多い額を支給すること。（健保則第 84 条の 2 第 7 項関係）

キ 出産手当金の支給申請及び支給額の算定方法について、上記アからオまでの規定を準用すること。（健保則第 87 条第 3 項及び第 87 条の 2 関係）

(4) 保険者から支払基金等への事務の委託に関する事項

ア 保険者は、社会保険診療報酬支払基金に対して、保険給付のうち、療養費、出産育児一時金等の支給に関する事務を委託することができること。（健保則第 159 条の 7 関係）

イ 保険者が社会保障・税番号制度に基づき実施する事務のうち、支払基金等に対して委託することができる事務の範囲を定めること。（健保則第 159 条の 8 及び第 159 条の 9 関係）

(5) 特定健康保険組合に関する事項

特定健康保険組合の要件のうち、

- ・ 特例退職被保険者が将来にわたり相当数見込まれること
- ・ 特例退職被保険者であるべき者の範囲を著しく制限しないこと

を削除し、特定健康保険組合の規約変更により特例退職被保険者の新規加入の制限を行えるようにすること。（健保則第 163 条関係）

2 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。）の一部改正（改正省令第 2 条関係）

(1) 海外療養費に関する事項

上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。（船保則第 58 条関係）

- (2) 傷病手当金及び出産手当金に関する事項
  - ア 傷病手当金の支給申請に当たって、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月以内の期間において、当該傷病手当金の支給を受けようとする被保険者に適用事業所の変更があった場合の届出を、添付書類として求めること。(船保則第69条第7項関係)
  - イ 被保険者であった者がその資格を喪失した日以後に傷病手当金の支給を始める場合であって、その資格を喪失した日が月の初日であるときは、その資格を喪失した日の前日の属する月以前に定められた標準報酬月額を平均の算定に用いること。(船保則第69条の2第1項関係)
  - ウ 上記1の(3)のエ、オ及びカと同様の改正を行うこと。(船保則第69条の2第2項から第4項まで関係)
  - エ 出産手当金に関して、疾病任意継続被保険者又は被保険者であった者が出産手当金の支給を受ける場合は、被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。)の資格を喪失した日の前日の属する月以前に定められた標準報酬月額を平均の算定に用いること。このほか、出産手当金の支給申請及び支給額の算定方法については、上記2の(2)のア及びウ(1の(3)のカに係る部分を除く。)の規定を準用すること。(船保則第79条第5項及び第79条の2関係)
- (3) 協会から支払基金等への事務の委託に関する事項  
上記1の(4)と同様の改正を行うこと。(船保則第222条から第224条まで関係)
- 3 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「国保則」という。)の一部改正(改正省令第3条関係)
  - (1) 海外療養費に関する事項  
上記1の(2)と同様の改正を行うこと。(国保則第27条関係)
  - (2) 保険者から支払基金等への事務の委託に関する事項  
上記1の(4)のイと同様の改正を行うこと。(国保則第44条の2及び第44条の3関係)
  - (3) その他所要の規定の整理に関する事項(国保則第28条の2関係)  
療養費支給申請書において、申請人の個人番号を選択的記載事項としたこと。その他所要の規定の整理を行ったこと。
- 4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「高確則」という。)の一部改正(改正省令第4条関係)
  - (1) 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額に関する事項

食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の対象者に、指定難病患者を追加すること。(高確則第 35 条及び第 40 条関係)

(2) 海外療養費に関する事項

上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。(高確則第 47 条関係)

(3) 後期高齢者医療広域連合から支払基金等への事務の委託に関する事項

上記 1 の(4)のイと同様の改正を行うこと。(高確則第 120 条及び第 121 条関係)

第 3 改正告示の主な内容

1 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）の一部改正（改正告示第 1 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者		<u>1食につき 460 円</u> （ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間においては、 <u>1食につき 360 円</u> ）
B	<u>C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者</u>		<u>1食につき 260 円</u>
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 3 号又は同条第 4 項第 3 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1食につき 210 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1食につき 160 円
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 4 号又は同条第 4 項第 4 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）		1食につき 100 円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。なお、健保則第 62 条の 3 第 4 号の規定による「病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者」（以下「厚生労働大臣が定める者」という。）及び指定難病患者以外の患者の生活療養標準負担額については、今回の改正告示による改正はないこと。

< 指定難病患者又は厚生労働大臣が定める者の生活療養標準負担額 >

(下線部は、改正告示による改正部分)

対象者の分類		生活療養標準負担額
A	B、Cのいずれにも該当しない者 厚生労働大臣が定める者(※)	<u>1日につき0円と1食につき460円との合計額(ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、1日につき0円と1食につき360円との合計額)</u>
	指定難病患者	<u>1日につき0円と1食につき260円との合計額</u>
B	低所得者Ⅱ 過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき0円と1食につき210円との合計額
	過去1年間の入院期間が90日超	1日につき0円と1食につき160円との合計額
C	低所得者Ⅰ	1日につき0円と1食につき100円との合計額

(※) 厚生労働大臣が定める者については、「健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成18年厚生労働省告示第488号)に具体的な対象者が列記されており、現行では指定難病患者が含まれている。今回の改正省令により指定難病患者が健保則上に規定されたことに伴い、当該告示から指定難病患者を除く必要があるが、同告示の改正内容については、追って通知する。

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成19年厚生労働省告示第395号)の一部改正(改正告示第2条関係)

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

(下線部は、改正告示による改正部分)

対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	<u>1食につき460円(ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、1食につき360円)</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない指定難病患者	<u>1食につき260円</u>
C	低所得者Ⅱ(高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「高確令」という。)第15条第1項第3号又は同条第2項第3号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。)	過去1年間の入院期間が90日以内 1食につき210円
	過去1年間の入院期間が90日超	1食につき160円
D	低所得者Ⅰ(高確令第15条第1項第4号若しくは同条第2項第4号又は第14条第7項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。)	1食につき100円

- (2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。なお、厚生労働大臣が定める者及び指定難病患者以外の患者の生活療養標準負担額については、今回の改正告示による改正はないこと。

<指定難病患者又は厚生労働大臣が定める者の生活療養標準負担額>

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	B、Cのいずれにも該当しない者	厚生労働大臣が定める者	1日につき0円と1食につき460円との合計額(ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、1日につき0円と1食につき360円との合計額)
		指定難病患者	1日につき0円と1食につき260円との合計額
B	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき0円と1食につき210円との合計額
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき0円と1食につき160円との合計額
C	低所得者Ⅰ		1日につき0円と1食につき100円との合計額

### 3 経過措置（改正告示附則第3項関係）

平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床をいう。）に入院していた者であって、平成28年4月1日以後も引き続き医療機関に入院（当該者が一の医療機関を退院した日において他の医療機関に入院する場合を含む。）する者については、当分の間、改正告示による改正前の告示の規定を適用すること。

### 第4 施行期日

平成28年4月1日から施行すること。ただし、第2の3の(3)の改正は、公布の日から施行すること。

(別記)

公益社団法人	日本医師会	会長
公益社団法人	日本歯科医師会	会長
公益社団法人	日本薬剤師会	会長
一般社団法人	日本病院会	会長
公益社団法人	全日本病院協会	会長
公益社団法人	日本精神科病院協会	会長
一般社団法人	日本医療法人協会	会長
一般社団法人	日本社会医療法人協議会	会長
公益社団法人	全国自治体病院協議会	会長
一般社団法人	日本慢性期医療協会	会長
一般社団法人	日本私立医科大学協会	会長
一般社団法人	日本私立歯科大学協会	会長
一般社団法人	日本病院薬剤師会	会長
公益社団法人	日本看護協会	会長
一般社団法人	全国訪問看護事業協会	会長
公益財団法人	日本訪問看護財団	理事長
独立行政法人	国立病院機構	理事長
国立研究開発法人	国立がん研究センター	理事長
国立研究開発法人	国立循環器病研究センター	理事長
国立研究開発法人	国立精神・神経医療研究センター	理事長
国立研究開発法人	国立国際医療研究センター	理事長
国立研究開発法人	国立成育医療研究センター	理事長
国立研究開発法人	国立長寿医療研究センター	理事長
独立行政法人	地域医療機能推進機構	理事長
独立行政法人	労働者健康福祉機構	理事長

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案

新旧対照条文

目次

○ 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）（抄）（第一条関係）	1
○ 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）（抄）（第二条関係）	13
○ 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）（抄）（第三条関係）	20
○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）（抄）（第四条関係）	22



○ 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）（抄）（第一条関係）  
 【平成二十八年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（食事療養標準負担額の減額の対象者）                      第五十八条 法第八十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける同法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等</p> <p>五 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者</p> <p>（生活療養標準負担額の減額の対象者）                      第六十二条の三 法第八十五条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者</p> <p>（療養費の支給の申請）                      第六十六条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当（第二号におい</p>	<p>（食事療養標準負担額の減額の対象者）                      第五十八条 法第八十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（生活療養標準負担額の減額の対象者）                      第六十二条の三 法第八十五条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（療養費の支給の申請）                      第六十六条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（新設）</p>

て「海外療養」という。）について療養費の支給を受けようとするときは、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し

二 保険者が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

(傷病手当金の支給の申請)

第八十四条 法第九十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 傷病手当金が法第八十条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定によるものであるときは、障害厚生年金又は障害手当金の別、その額（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）、支給事由である傷病名、障害厚生年金又は障害手当金を受けることとなった年月日（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金を受けることとなった年月日及び当該障害基礎年金を受けることとなった年月日）並びに障害厚生年金を受けるべき場合においては、基礎年金番号及び当該障害厚生年金（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金及び当該障害基礎年金）の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）

(傷病手当金の支給の申請)

第八十四条 法第九十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 傷病手当金が法第八十条第二項ただし書又は第三項ただし書の規定によるものであるときは、障害厚生年金又は障害手当金の別、その額（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）、支給事由である傷病名、障害厚生年金又は障害手当金を受けることとなった年月日（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金を受けることとなった年月日及び当該障害基礎年金を受けることとなった年月日）並びに障害厚生年金を受けるべき場合においては、基礎年金番号及び当該障害厚生年金（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金及び当該障害基礎年金）の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）

七 傷病手当金が法第百八条第五項ただし書の規定によるものであるときは、同項に規定する老齢退職年金給付（以下単に「老齢退職年金給付」という。）の名称、その額、当該老齢退職年金給付を受けることとなった年月日、基礎年金番号及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

八 傷病手当金が法第百九条の規定によるものであるときは、受けることができるはずであった報酬の額及び期間、受けることができなかつた報酬の額及び期間、法第百八条第一項ただし書、第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により受けた傷病手当金の額並びに報酬を受けることができなかつた理由

九 (略)

254 (略)

5 第一項の申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第百八条第三項の規定に該当する者 障害厚生年金（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金及び当該障害基礎年金。以下この号において同じ。）の年金証書の写し、障害厚生年金の額及びその支給開始年月を証する書類並びに障害厚生年金の直近の額を証する書類

二 法第百八条第四項の規定に該当する者 障害手当金の支給を証する書類

三 法第百八条第五項の規定に該当する者 老齢退職年金給付の年金証書又はこれに準ずる書類の写し、その額及びその支給開始年月を証する書類並びにその直近の額を証する書類

6 法第百八条第四項に規定する合計額が同項に規定する障害手当金の額に達したことにより傷病手当金の支給を受けるべきことと

七 傷病手当金が法第百八条第四項ただし書の規定によるものであるときは、同項に規定する老齢退職年金給付（以下単に「老齢退職年金給付」という。）の名称、その額、当該老齢退職年金給付を受けることとなった年月日、基礎年金番号及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード若しくは記号番号若しくは番号

八 傷病手当金が法第百九条の規定によるものであるときは、受けることができるはずであった報酬の額及び期間、受けることができなかつた報酬の額及び期間、法第百八条第一項ただし書の規定により受けた傷病手当金の額並びに報酬を受けることができなかつた理由

九 (略)

254 (略)

5 第一項の申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第百八条第二項の規定に該当する者 障害厚生年金（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金及び当該障害基礎年金。以下この号において同じ。）の年金証書の写し、障害厚生年金の額及びその支給開始年月を証する書類並びに障害厚生年金の直近の額を証する書類

二 法第百八条第三項の規定に該当する者 障害手当金の支給を証する書類

三 法第百八条第四項の規定に該当する者 老齢退職年金給付の年金証書又はこれに準ずる書類の写し、その額及びその支給開始年月を証する書類並びにその直近の額を証する書類

6 法第百八条第三項に規定する合計額が同項に規定する障害手当金の額に達したことにより傷病手当金の支給を受けるべきことと

なつた者は、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

7| 第一項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

一| 法第九十九条第二項(次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条並びに次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項において同じ。)に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の法第九十九条第二項の標準報酬月額が定められている直近の継続した十二月以内の期間において、使用される事業所に変更があつた場合、各事業所の名称、所在地及び各事業所に使用されていた期間

二| 次条第二項から第四項までに規定する標準報酬月額がある場合  
合| 合併により消滅した健康保険組合、分割により消滅した健康保険組合若しくは分割後存続する健康保険組合又は解散により消滅した健康保険組合の名称及び当該各健康保険組合に加入していた期間

8| 第六十六条第三項の規定は、第二項第一号及び第六項第二号の意見書について準用する。

(傷病手当金の額の算定)

第八十四条の二 被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条において同じ。)の資格を喪失した日以後に法百四条の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、法第九十九条第二項中「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは「被保険者(任意継続被保険者を除く。)の資格を喪失した日の前日」と、  
「被保険者が現に属する」とあるのは「被保険者であつた者(任意継続被保険者を除く。)が同日において属していた」と読み替え

なつた者は、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

7| 第六十六条第三項の規定は、第二項第一号及び前項第二号の意見書について準用する。

(新設)

- て、同項の規定を適用する。
- 2 | 法第九十九条第二項の標準報酬月額は、法第二十三条第三項の規定に基づき合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合が合併により消滅した健康保険組合の権利義務を承継したときは、当該健康保険組合が定めた標準報酬月額を含むものとする。
  - 3 | 法第九十九条第二項の標準報酬月額は、法第二十四条第五項の規定に基づき分割により設立された健康保険組合が分割により消滅した健康保険組合又は分割後存続する健康保険組合の権利義務の一部を承継したときは、当該分割により消滅した健康保険組合又は当該分割後存続する健康保険組合が定めた標準報酬月額を含むものとする。
  - 4 | 法第九十九条第二項の標準報酬月額は、法第二十六条第四項の規定に基づき協会が解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継したときは、当該健康保険組合が定めた標準報酬月額を含むものとする。
  - 5 | 法第九十九条第二項の標準報酬月額は、同項に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月以内の期間において被保険者が現に属する保険者が管掌する健康保険の任意継続被保険者である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬月額を含むものとする。
  - 6 | 法第九十九条第二項の標準報酬月額について、同一の月において二以上の標準報酬月額が定められた月があるときは、当該月の標準報酬月額は直近のもの（同項に規定する傷病手当金の支給を始める日以前に定められたものに限る。）とする。
  - 7 | 傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき傷病手当金の支給を受けることができるときは、それぞれの疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に

係る傷病手当金について法第九十九条第二項の規定により算定される額のいずれか多い額を支給する。

(出産手当金の支給の申請)

第八十七条 法第百二条第一項の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 出産手当金が法第百八条第二項ただし書の規定によるものであるときは、その報酬の額及び期間

六 出産手当金が法第百九条の規定によるものであるときは、受けることができるはずであった報酬の額及び期間、受けることができなかった報酬の額及び期間、法第百八条第二項ただし書の規定により受けた出産手当金の額並びに報酬を受けることができなかった理由

2 (略)

3 第八十四条第七項の規定は、出産手当金の支給の申請について準用する。この場合において、同項第一号中「法第九十九条第二項」とあるのは「法第百二条第二項において準用する法第九十九条第二項」と、「次条」とあるのは「第八十七条の二において準用する次条」と、「第六項及び第七項」とあるのは「及び第六項」と、同項第二号中「次条」とあるのは「第八十七条の二において準用する次条」と読み替えるものとする。

4 第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。

5・6 (略)

(出産手当金の額の算定)

(出産手当金の支給の申請)

第八十七条 法第百二条の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 出産手当金が法第百八条第一項ただし書の規定によるものであるときは、その報酬の額及び期間

六 出産手当金が法第百九条の規定によるものであるときは、受けることができるはずであった報酬の額及び期間、受けることができなかった報酬の額及び期間、法第百八条第一項ただし書の規定により受けた出産手当金の額並びに報酬を受けることができなかった理由

2 (略)

(新設)

3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。

4・5 (略)

第八十七条の二 第八十四条の二第一項から第六項までの規定は、出産手当金の額の算定について準用する。この場合において、同条第一項及び第五項中「法第九十九条第二項」及び「同項」とあるのは「法第二百二条第二項において準用する法第九十九条第二項」と、同条第二項から第四項までの規定中「法第九十九条第二項」とあるのは「法第二百二条第二項において準用する法第九十九条第二項（第八十七条の二において準用する第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第六項中「法第九十九条第二項」及び「同項」とあるのは「法第二百二条第二項において準用する法第九十九条第二項（第八十七条の二において準用する第一項の規定により読み替えるものとする。）」と読み替えるものとする。

（法第八十八条第三項から第五項までの規定に該当するに至った場合の届出）

第八十八条 傷病手当金の支給を受けるべき者は、法第八十八条第三項から第五項までの規定に該当するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を保険者に提出しなければならない。

一・二 (略)

（法第八十八条第三項ただし書及び第五項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第八十九条 法第八十八条第三項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受けるべき障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）を三百六十で除して得た

（新設）

（法第八十八条第二項から第四項までの規定に該当するに至った場合の届出）

第八十八条 傷病手当金の支給を受けるべき者は、法第八十八条第二項から第四項までの規定に該当するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を保険者に提出しなければならない。

一・二 (略)

（法第八十八条第二項ただし書及び第四項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第八十九条 法第八十八条第二項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受けるべき障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）を三百六十で除して得た

額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 法第八十条第五項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受けるべき老齢退職年金給付の額（当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齢退職年金給付の額の合算額）を三百六十で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給

二 九の四（略）

九の五 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

十・十一（略）

（準用）

第三十三条 この章に規定するもののほか、日雇特例被保険者に係る保険給付については、第三十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第六十一条

額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 法第八十条第四項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受けるべき老齢退職年金給付の額（当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齢退職年金給付の額の合算額）を三百六十で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給

二 九の四（略）

九の五 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給

十・十一（略）

（準用）

第三十三条 この章に規定するもののほか、日雇特例被保険者に係る保険給付については、第三十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第六十一条



から第六十六条まで、第六十九条から第七十二条まで、第八十一条、第八十二条、第八十四条（第七項を除く。）、第八十五条から第八十七条まで（同条第三項を除く。）、第八十八条、第八十九条第一項、第九十三条、第九十五条から第九十九条の二まで（第九十九条第五項第一号及び第二号、第八項並びに第九項並びに第九十三条の二第三項第一号及び第二号、第四項並びに第七項を除く。）、第百五条から第百十条まで（第百五条第三項及び第六項を除く。）及び第百十二条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（第八十四条第一項第九号及び第八十五条第一項第三号を除く。）中「被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）」と、「被保険者証」とあるのは「日雇特例被保険者手帳」と、それぞれ読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第八十七条 第一項	法第百二条第一項	法第百三十八条第一項
(略)	(略)	(略)

25 (略)

(法第百二十五条の四第一項第一号の厚生労働省令で定めるもの)  
 第百五十九条の七 法第百二十五条の四第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第五十二条第一項に掲げる保険給付のうち、療養費、出産

から第六十六条まで、第六十九条から第七十二条まで、第八十一条、第八十二条、第八十四条から第八十九条第一項まで、第九十三条、第九十五条から第九十九条の二まで（第九十九条第五項第一号及び第二号、第八項並びに第九項並びに第九十三条の二第三項第一号及び第二号、第四項並びに第七項を除く。）、第百五条から第百十条まで（第百五条第三項及び第六項を除く。）及び第百十二条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（第八十四条第一項第九号及び第八十五条第一項第三号を除く。）中「被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）」と、「被保険者証」とあるのは「日雇特例被保険者手帳」と、それぞれ読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第八十七条 第一項	法第百二条	法第百三十八条第一項
(略)	(略)	(略)

25 (略)

(新設)

育児一時金、家族出産育児一時金並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

二 法第二百二十七条第一項に掲げる保険給付のうち、療養費、出産育児一時金、家族出産育児一時金並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

(法第二百五条の四第一項第二号の厚生労働省令で定める事務)

第二百五十九条の八 法第二百五条の四第一項第二号の厚生労働省令

で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法第四章の規定による保険給付及び法第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付の支給

二 法第六章の規定による保健事業及び福祉事業の実施

三 法第五十五条の規定による保険料の徴収

四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第二条各号に掲げる事務

(新設)

(法第二百五条の四第一項第三号の厚生労働省令で定める事務)

第二百五十九条の九 法第二百五条の四第一項第三号の厚生労働省令

で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法第四章の規定による保険給付及び法第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付の支給

二 法第五十五条の規定による保険料の徴収

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号) 第二条各号又は第三条各号に掲げる事務

(新設)

(特定健康保険組合の要件)

第六十三条 法附則第三条第一項の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

(削除)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

(削除)

四 (略)

(準用)

第七十条 第三十二条、第三十八条から第四十一条まで、第四十三から第四十五条まで、第四十七条から第五十二条まで、第八十四の二の第一項及び第五項(これらの規定を第八十七の二において準用する場合を含む。)並びに第三百三十八条第三項の任意継続被保険者に関する規定は、特例退職被保険者について準用する。この場合において、第三百三十八条第三項中「法第三十七条第二項ただし書又は第三十八条第三号の規定に該当する者」とあるのは、「法附則第三条第六項の規定により任意継続被保険者とみ

(特定健康保険組合の要件)

第六十三条 法附則第三条第一項の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 特例退職被保険者が将来にわたり相当数見込まれること。

二 特例退職被保険者及びその被扶養者(以下この条及び次条において「特例退職被保険者等」という。)に係る健康保険事業の実施が将来にわたり当該健康保険組合の事業の運営に支障を及ぼさないこと。

三 特例退職被保険者に係る保険給付及び保険料等の徴収を適切かつ確実に行うことができること。

四 特例退職被保険者等に対し特例退職被保険者等以外の被保険者及びその被扶養者に対すると同程度又はこれを超える水準の保健事業及び福祉事業を行うことができること。

五 特例退職被保険者であるべき者の範囲を著しく制限しないこと。

六 特例退職被保険者の資格の確認を適切かつ確実に行うことができること。

(準用)

第七十条 第三十二条、第三十八条から第四十一条まで、第四十三から第四十五条まで、第四十七条から第五十二条まで及び第八十三の二の任意継続被保険者に関する規定は、特例退職被保険者について準用する。この場合において、第三百三十八条第三項中「法第三十七条第二項ただし書又は第三十八条第三号の規定に該当する者」とあるのは、「法附則第三条第六項の規定により任意継続被保険者とみなされた特例退職被保険者のうち法第三十八号第三号の規定に該当する者」と読み替えるものとする。

なされた特例退職被保険者のうち法第三十八条第三号の規定に該当する者」と読み替えるものとする。

○ 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）（抄）（第二条関係）  
 【平成二十八年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章</p> <p>第一節</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 出産育児一時金及び出産手当金の支給（第七十三条                      —第七十九条の二）</p> <p>第四款・第五款（略）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>第八章 雑則（第八十七条—第二百二十六条）</p> <p>附則</p> <p>（療養費の支給の申請）</p> <p>第五十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当（第二号において「海外療養」という。）について療養費の支給を受けようとするときは、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章</p> <p>第一節</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 出産育児一時金及び出産手当金の支給（第七十三条                      —第七十九条）</p> <p>第四款・第五款（略）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>第八章 雑則（第八十七条—第二百二十三条）</p> <p>附則</p> <p>（療養費の支給の申請）</p> <p>第五十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p>

二 協会が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

(傷病手当金の支給の申請)

第六十九条 法第六十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一～七 (略)

八 傷病手当金が法第七十一条第一項の規定によるものであるときは、受けることができるはずであった報酬の額及び期間、受けることができなかつた報酬の額及び期間、法第七十条第一項ただし書、第二項ただし書又は第三項ただし書の規定により受けた傷病手当金の額並びに報酬を受けることができなかつた理由

九 (略)

2～6 (略)

7 法第六十九条第二項(次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条及び次条第二項から第四項までにおいて同じ。)に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の法第六十九条第二項の標準報酬月額が定められている直近の継続した十二月以内の期間において、使用される事業所に変更があつた場合は、第一項の申請書に各事業所の名称、所在地及び各事業所に使用されていた期間を記載した書類を添付しなければならない。

8 第五十八条第三項の規定は、第二項第一号及び第六項第二号の意見書について準用する。

(傷病手当金の額の算定)

(傷病手当金の支給の申請)

第六十九条 法第六十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一～七 (略)

八 傷病手当金が法第七十一条第一項の規定によるものであるときは、受けることができるはずであった報酬の額及び期間、受けることができなかつた報酬の額及び期間、法第七十条第一項ただし書の規定により受けた傷病手当金の額並びに報酬を受けることができなかつた理由

九 (略)

2～6 (略)

(新設)

7 第五十八条第三項の規定は、第二項第一号及び前項第二号の意見書について準用する。

第六十九条の二 被保険者であつた者が法第六十九条第二項の規定により傷病手当金の支給を受ける場合であつて、その資格を喪失した日が月の初日である場合においては、同項中「喪失した日」とあるのは、「喪失した日の前日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 法第六十九条第二項の標準報酬月額は、同項に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月以内の期間において疾病任意継続被保険者である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬月額を含むものとする。

3 法第六十九条第二項の標準報酬月額について、同一の月において二以上の標準報酬月額が定められた月があるときは、当該月の標準報酬額は直近のもの（同項に規定する傷病手当金の支給を始める日以前に定められたものに限る。）とする。

4 傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき傷病手当金の支給を受けることができるときは、それぞれの疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に係る傷病手当金について法第六十九条第二項の規定により算定される額のいずれか多い額を支給する。

（出産手当金の支給の申請）

第七十九条 法第七十四条の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一～五 （略）

六 出産手当金が法第七十四条の二ただし書の規定によるものであるときは、その報酬の額及び期間

七 出産手当金が法第七十四条第三項において準用する法第七十

（新設）

第七十九条 法第七十四条の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一～五 （略）

六 出産手当金が法第七十四条第三項において準用する法第七十条第一項ただし書の規定によるものであるときは、その報酬の額及び期間

七 出産手当金が法第七十四条第三項において準用する法第七十

一条第一項の規定によるものであるときは、受けることができずであつた報酬の額及び期間、受けることができなかつた報酬の額及び期間、法第七十四条の二ただし書の規定により受けた出産手当金の額並びに報酬を受けることができなかつた理由

2  
2  
4 (略)

5 | 第六十九条第七項の規定は、出産手当金の支給の申請について準用する。この場合において、同項中「法第六十九条第二項（次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条及び次条第二項から第四項までにおいて同じ。）」とあるのは「法第七十四条第三項において準用する法第六十九条第二項（第七十九条の二第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条並びに第七十九条の二第三項において準用する次条第二項及び第三項において同じ。）」と、「法第六十九条第二項の」とあるのは「法第七十四条第三項において準用する法第六十九条第二項の」と読み替えるものとする。

6 | (略)

(出産手当金の額の算定)

第七十九条の二 疾病任意継続被保険者が当該被保険者の資格を取得した日以後に出産手当金の支給を始める場合又は疾病任意継続被保険者であつた者が当該被保険者の資格を喪失した日以後に出産手当金の支給を始める場合においては、法第七十四条第三項において準用する法第六十九条第二項中「被保険者であつた者にあつては、その資格を喪失した日」とあるのは「疾病任意継続被保険者又は疾病任意継続被保険者であつた者にあつては、当該疾病任意継続被保険者の資格を取得した日の前日」と読み替えて、法第七十四条第三項において準用する法第六十九条第二項の規定を

一条第一項の規定によるものであるときは、受けることができずであつた報酬の額及び期間、受けることができなかつた報酬の額及び期間、法第七十四条第三項において準用する法第七十条第一項ただし書の規定により受けた出産手当金の額並びに報酬を受けることができなかつた理由

2  
2  
4 (略)

(新設)

5 | (略)

(新設)



適用する。

2| 被保険者であった者（疾病任意継続被保険者であった者を除く。）が当該被保険者の資格を喪失した日以後に出産手当金の支給を始める場合においては、法第七十四条第三項において準用する法第六十九条第二項中「被保険者であった者にあつては、その資格を喪失した日」とあるのは「被保険者であった者（疾病任意継続被保険者であった者を除く。）にあつては、当該被保険者の資格を喪失した日の前日」と読み替えて、法第七十四条第三項において準用する法第六十九条第二項の規定を適用する。

3| 第六十九条の二第二項及び第三項の規定は、出産手当金の額の算定について準用する。この場合において、これらの規定中「法第六十九条第二項」及び「同項」とあるのは、「法第七十四条第三項において準用する法第六十九条第二項（第七十九条の二第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

1| （法第五十三条の十第一項第一号の厚生労働省令で定めるもの）  
第二百二十二条 法第五十三条の十第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、法第二十九条第一項に掲げる保険給付のうち、療養費、出産育児一時金、家族出産育児一時金並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給とする。

1| （法第五十三条の十第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）  
第二百二十三条 法第五十三条の十第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。  
一 法第四章の規定による保険給付の支給

（新設）

（新設）

- 二 法第五章の規定による保健事業及び福祉事業の実施
  - 三 法第百十四条の規定による保険料の徴収
  - 四 法附則第五条第一項の規定による障害前払一時金又は同条第二項の規定による遺族前払一時金の支給
  - 五 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年改正法第四条の規定による改正前の船員保険法の規定による保険給付の支給
  - 六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第四条各号に掲げる事務
- （法第百五十三条の十第一項第三号の厚生労働省令で定める事務）
- 第二百二十四条 法第百五十三条の十第一項第三号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。
- 一 法第四章の規定による保険給付の支給
  - 二 法第百十四条の規定による保険料の徴収
  - 三 法附則第五条第一項の規定による障害前払一時金又は同条第二項の規定による遺族前払一時金の支給
  - 四 平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年改正法第四条の規定による改正前の船員保険法の規定による保険給付の支給
  - 五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第五条各号又

（新設）

は第六条各号に掲げる事務

(船長等の事務代行)

第二百二十五条 (略)

(添付書類の省略等)

第二百二十六条 (略)

附則

(平成十九年改正法附則第三十九条の規定による保険給付)

第一条 平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた保険給付に関する請求、届出その他の手続等については、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成二十一年厚生労働省令第六十八号)第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則第二十二条、第二十四条ノ二から第二十四条ノ三ノ三まで、第二十七条から第二十九条まで、第四十二条から第四十三条ノ三まで、第四十三条ノ六から第四十四条ノ二まで、第四十四条ノ四、第七十条から第七十二条まで、第七十三条ノ二から第八十一条ノ五まで及び第八十二条ノ三ノ二から第八十二条ノ十七ノ九までの規定はなお効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

(船長等の事務代行)

第二百二十二条 (略)

(添付書類の省略等)

第二百二十三条 (略)

附則

(平成十九年改正法附則第三十九条の規定による保険給付)

第一条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年改正法」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた保険給付に関する請求、届出その他の手続等については、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成二十一年厚生労働省令第六十八号)第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則第二十二条、第二十四条ノ二から第二十四条ノ三ノ三まで、第二十七条から第二十九条まで、第四十二条から第四十三条ノ三まで、第四十三条ノ六から第四十四条ノ二まで、第四十四条ノ四、第七十条から第七十二条まで、第七十三条ノ二から第八十一条ノ五まで及び第八十二条ノ三ノ二から第八十二条ノ十七ノ九までの規定はなお効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

○ 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）  
 【公布の日及び平成二十八年四月一日施行】（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（療養費の支給の申請）                  第二十七条（略）                  2・3（略）                  4 海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当（第二号において「海外療養」という。）について療養費の支給を受けようとするときは、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し</p> <p>二 保険者が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書</p> <p>（申請書の記載事項）                  第二十八条の二 第七条、第七条の四、第二十四条の三、第二十六条の三、第二十六条の五、第二十六条の六の四、第二十七条、第二十七条の五、第二十七条の十一、第二十七条の十三、第二十七条の十四の二、第二十七条の十四の四、第二十七条の十七及び前条の申請書には、申請人の氏名、住所、個人番号及び申請年月日（第二十七条の申請書にあつては申請人の氏名又は個人番号、住所及び申請年月日）を記載しなければならない。</p> <p>（法第百十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務）</p>	<p>（療養費の支給申請）                  第二十七条（略）                  2・3（略）</p> <p>（申請書の記載事項）                  第二十八条の二 第七条、第七条の四、第二十四条の三、第二十六条の三、第二十六条の五、第二十七条、第二十七条の五、第二十七条の十一、第二十七条の十三、第二十七条の十四の二、第二十七条の十四の四、第二十七条の十七、第二十七条の十八及び前条の申請書には、申請人の氏名、住所、個人番号及び申請年月日を記載しなければならない。</p>

<p>第四十四条の二 法第百十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 法第四章の規定による保険給付の実施</li><li>二 法第七十六条第一項の規定による保険料の徴収</li><li>三 法第八十二条第一項の規定による保健事業の実施</li><li>四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十四条各号に掲げる事務</li></ol> <p>（法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）</p> <p>第四十四条の三 法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 法第四章の規定による保険給付の実施</li><li>二 法第七十六条第一項の規定による保険料の徴収</li><li>三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第二十五条各号又は第二十六条に掲げる事務</li></ol> <p>（権限の委任）</p> <p>第四十四条の四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第四十四条の二 （略）</p> <p>2 （略）</p>
---	--

○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）（抄）（第四条関係）  
 【平成二十八年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次                      第一条～第三章（略）                      第四章 雑則（<u>第一百六条―第二百一一条</u>）                      附則</p> <p>（食事療養標準負担額の減額の対象者）                      第三十五条 法第七十四条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。                      一・二（略）</p> <p>三 <u>健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十八号第五号に掲げる者</u></p> <p>（生活療養標準負担額の減額の対象者）                      第四十条 法第七十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。                      一・二（略）</p> <p>三 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号に掲げる者</p> <p>四 <u>健康保険法施行規則第六十二条の三第五号に掲げる者</u>                      （療養費の支給の申請）                      第四十七条（略）</p>	<p>目次                      第一条～第三章（略）                      第四章 雑則（<u>第一百六条―第一百九条</u>）                      附則</p> <p>（食事療養標準負担額の減額の対象者）                      第三十五条 法第七十四条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。                      一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）<u>第六十二条の三第四号に掲げる者</u>                      （新設）</p> <p>（療養費の支給の申請）                      第四十七条（略）</p>

2・3 (略)

4 海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当（第二号において「海外療養」という。）について療養費の支給を受けようとするときは、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し

二 後期高齢者医療広域連合が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた被保険者の同意書

（法第六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務

）  
第二百二十条 法第六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付の実施

二 法第百四条第一項の規定による保険料の徴収

三 法第百二十五条第一項の規定による保健事業の実施

四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第四十六条各号に掲げる事務

（法第六十五条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める事務

）  
第二百二十一条 法第六十五条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付の実施

2・3 (略)

(新設)

(新設)

二 法第百四条第一項の規定による保険料の徴収  
三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第四十三条各号に掲げる事務



○厚生労働省令第十三号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五十八条に次の二号を加える。

四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける同法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等

五 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者

第六十二条の三に次の一号を加える。

五 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者

第六十六条に次の一号を加える。

4 海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当（第二号において「海外療養」という。）について療養費の支給を受けようとするときは、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し

二 保険者が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

第八十四条第一項第六号中「第八八条第二項ただし書又は第三項ただし書」を「第八八条第三項ただし書又は第四項ただし書」に改め、同項第七号中「第八八条第四項ただし書」を「第八八条第五項ただし書」に改め、同項第八号中「第八八条第一項ただし書」を「第八八条第三項ただし書又は第四項ただし書」に改め、同条第五項第一号中「第八八条第二項」を「第八八条第三項」に改め、同項第二号中「第八八条第三項」を「第八八条第四項」に改め、同項第三号中「第八八条第四項」を「第八八条第五項」に改め、同条第六項中「第八八条第三項」を「第八八条第四項」に改め、同条第七項中「前項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 法第九十九条第二項（次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条並びに次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項において同じ。）に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の法第九十九条第二項の標準報酬月額が定められている直近の継続した十二月以内の期間において、使用される事業所に変更があった場合、各事業所の名称、所在地及び各事業所に使用されていた期間

二 次条第二項から第四項までに規定する標準報酬月額がある場合、合併により消滅した健康保険組合、分割により消滅した健康保険組合若しくは分割後存続する健康保険組合又は解散により消滅した健康保険組合の名称及び当該各健康保険組合に加入していた期間

第八十四条の次に次の一条を加える。

(傷病手当金の額の算定)

第八十四条の二 被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条において同じ。)の資格を喪失した日以後に法第百四条の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、法第九十九条第二項中「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは「被保険者(任意継続被保険者を除く。)の資格を喪失した日の前日」と「被保険者が現に属する」とあるのは「被保険者であった者(任意継続被保険者を除く。)が同日において属していた」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 法第九十九条第二項の標準報酬月額、法第二十三条第三項の規定に基づき合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合が合併により消滅した健康保険組合の権利義務を承継したときは、当該健康保険組合が定めた標準報酬月額を含むものとする。

3 法第九十九条第二項の標準報酬月額は、法第二十四条第五項の規定に基づき分割により設立された健康保険組合が分割により消滅した健康保険組合又は分割後存続する健康保険組合の権利義務の一部を承継したときは、当該分割により消滅した健康保険組合又は当該分割後存続する健康保険組合が定めた標準報酬月額を含むものとする。

4 法第九十九条第二項の標準報酬月額は、法第二十六条第四項の規定に基づき協会が解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継したときは、当該健康保険組合が定めた標準報酬月額を含むものとする。

5 法第九十九条第二項の標準報酬月額は、同項に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月以内の期間において被保険者が現に属する保険者が管掌する健康保険の任意継続被保険者である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬月額を含むものとする。

6 法第九十九条第二項の標準報酬月額について、同一の月において二以上の標準報酬月額が定められた月があるときは、当該月の標準報酬月額は直近のもの(同項に規定する傷病手当金の支給を始める日以前に定められたものに限る。)とする。

7 傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき傷病手当金の支給を受けることができるときは、それぞれの疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に係る傷病手当金について法第九十九条第二項の規定により算定される額のいずれか多い額を支給する。

第八十七条第一項中「第百二条」を「第百二条第一項」に改め、同項第五号及び第六号中「第百八条第一項ただし書」を「第百八条第二項ただし書」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第八十四条第七項の規定は、出産手当金の支給の申請について準用する。この場合において、同項第一号中「法第九十九条第二項」とあるのは「法第百二条第二項において準用する法第九十九条第二項」と、次条とあるのは「第八十七条の二において準用する次条」と、第六項及び第七項とあるのは「及び第六項」と、同項第二号中「次条」とあるのは「第八十七条の二において準用する次条」と読み替えるものとする。

(出産手当金の額の算定)

第八十七条の二 第八十四条の二第一項から第六項までの規定は、出産手当金の額の算定について準用する。この場合において、同条第一項及び第五項中「法第九十九条第二項」及び「同項」とあるのは「法第百二条第二項において準用する法第九十九条第二項」と、同条第二項から第四項までの規定中「法第九十九条第二項」とあるのは「法第百二条第二項において準用する法第九十九条第二項(第八十七条の二において準用する第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同条第六項中「法第九十九条第二項」及び「同項」とあるのは「法第百二条第二項において準用する法第九十九条第二項(第八十七条の二において準用する第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

第八十八条(見出しを含む)中「第百八条第二項から第四項まで」を「第百八条第三項から第五項まで」に改める。

第八十九条の見出し中「第百八条第二項ただし書及び第四項ただし書」を「第百八条第三項ただし書及び第五項ただし書」に改め、同条第一項中「第百八条第二項ただし書」を「第百八条第三項ただし書」に改め、同条第二項中「第百八条第四項ただし書」を「第百八条第五項ただし書」に改める。

第九十八条第一号中(昭和二十二年法律第百六十四号)を削り、同条第九号の五中(平成二十六年法律第五十号)を削る。

第百三十四条第一項中「から第八十九条第一項まで」を「(第七項を除く。)、第八十五条から第八十七条まで(同条第三項を除く。)、第八十八条、第八十九条第一項」に改め、同項の表第八十七條第一項の項中「第百二条」を「第百二条第一項」に改める。

第百五十九條の六の次に次の三条を加える。

(法第百五十九條の四第一項第一号の厚生労働省令で定めるもの)

第百五十九條の七 法第百五十九條の四第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第五十二条第一項に掲げる保険給付のうち、療養費、出産育児一時金、家族出産育児一時金並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

二 法第百二十七條第一項に掲げる保険給付のうち、療養費、出産育児一時金、家族出産育児一時金並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

(法第百二十五條の四第一項第二号の厚生労働省令で定める事務)

第百五十九條の八 法第百五十九條の四第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 法第四章の規定による保険給付及び法第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付の支給

二 法第六章の規定による保健事業及び福祉事業の実施

三 法第百五十五條の規定による保険料の徴収

四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第二条各号に掲げる事務

(法第百二十五條の四第一項第三号の厚生労働省令で定める事務)

第百五十九條の九 法第百五十九條の四第一項第三号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法第四章の規定による保険給付及び法第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付の支給

二 法第百五十五條の規定による保険料の徴収

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号) 第二条各号又は第三条各号に掲げる事務

第百六十三條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とする。

第百七十條中「及び」を「、」並びに「第八十四条の二第一項及び第五項(これらの規定を第八十七条の二において準用する場合を含む。並びに)」に改める。

(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第七十九條」を「第七十九條の二」に、「第二百二十三條」を「第二百二十六條」に改める。

第五十八条に次の一項を加える。  
4 海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当(第二号において「海外療養」という。)について療養費の支給を受けようとするときは、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し  
二 協会が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

第六十九條第一項第八号中「第七十條第一項ただし書」の下に、「第二項ただし書又は第三項ただし書」を加え、同条第七号中「前項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項を同条第八号とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 法第六十九條第二項(次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条及び次条第二項から第四項までにおいて同じ。)に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の法第六十九條第二項の標準報酬月額が定められている直近の継続した十二月以内の期間において、使用される事業所に変更があった場合は、第一項の申請書に各事業所の名称、所在地及び各事業所に使用されていた期間を記載した書類を添付しなければならない。  
第六十九條の次に次の一条を加える。

(傷病手当金の額の算定)  
第六十九條の二 被保険者であった者が法第六十九條第二項の規定により傷病手当金の支給を受ける場合であつて、その資格を喪失した日が月の初日である場合においては、同項中「喪失した日」とあるのは「喪失した日の前日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 法第六十九條第二項の標準報酬月額は、同項に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月以内の期間において疾病任意継続被保険者である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬月額を含むものとする。

3 法第六十九條第二項の標準報酬月額について、同一の月において二以上の標準報酬月額が定められた月があるときは、当該月の標準報酬月額は直近のもの(同項に規定する傷病手当金の支給を始める日以前に定められたものに限る。)とする。

4 傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき傷病手当金の支給を受けることができるときは、それぞれの疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に係る傷病手当金について法第六十九條第二項の規定により算定される額のいずれが多い額を支給する。

第七十九條第一項第六号及び第七号中「法第七十四條第三項において準用する法第七十條第一項ただし書」を「法第七十四條の二ただし書」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第六十九條第七項の規定は、出産手当金の支給の申請について準用する。この場合において、同項中「法第六十九條第二項(次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条及び次条第二項から第四項までにおいて同じ。)」とあるのは「法第七十四條第三項において準用する法第六十九條第二項(第七十九條の二第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条並びに第七十九條の二第三項において準用する次条第二項及び第三項において同じ。)」と、「法第六十九條第二項」とあるのは「法第七十四條第三項において準用する法第六十九條第二項」と読み替えるものとする。

第三章第一節第三款中第七十九條の次に次の一条を加える。  
(出産手当金の額の算定)

第七十九條の二 疾病任意継続被保険者が当該被保険者の資格を取得した日以後に出産手当金の支給を始める場合又は疾病任意継続被保険者であった者が当該被保険者の資格を喪失した日以後に出産手当金の支給を始める場合においては、法第七十四條第三項において準用する法第六十九條第二項中「被保険者であった者にあつては、その資格を喪失した日」とあるのは「疾病任意継続

被保険者又は疾病任意継続被保険者であつた者にあつては、当該疾病任意継続被保険者の資格を取得した日の前日」と読み替えて、法第七十四條第三項において準用する法第六十九條第二項の規定を適用する。

2 被保険者であつた者(疾病任意継続被保険者であつた者を除く。)が当該被保険者の資格を喪失した日以後に出産手当金の支給を始める場合においては、法第七十四條第三項において準用する法第六十九條第二項中「被保険者であつた者にあつては、その資格を喪失した日」とあるのは「被保険者であつた者(疾病任意継続被保険者であつた者を除く。)」にあつては、当該被保険者の資格を喪失した日の前日」と読み替えて、法第七十四條第三項において準用する法第六十九條第二項の規定を適用する。

3 第六十九條の二第二項及び第三項の規定は、出産手当金の額の算定について準用する。この場合において、これらの規定中「法第六十九條第二項」及び「同項」とあるのは「法第七十四條第三項において準用する法第六十九條第二項(第七十九條の二第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

第二百二十三條を第二百二十六條とし、第二百二十二條を第二百二十五條とし、第二百二十一條の次に次の三条を加える。  
(法第五百五十三條の十第一項第一号の厚生労働省令で定めるもの)  
第二百二十二條 法第五百五十三條の十第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、法第二十九條第一項に掲げる保険給付のうち、療養費、出産育児一時金、家族出産育児一時金並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給とする。  
(法第五百五十三條の十第一項第二号の厚生労働省令で定める事務)  
第二百二十三條 法第五百五十三條の十第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法第四章の規定による保険給付の支給  
二 法第五章の規定による保健事業及び福祉事業の実施  
三 法第五十四條の規定による保険料の徴収  
四 法附則第五條第一項の規定による障害前払一時金又は同条第二項の規定による遺族前払一時金の支給

五 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年改正法」という。)附則第三十九條の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年改正法第四條の規定による改正前の船員保険法の規定による保険給付の支給  
六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第四條各号に掲げる事務

(法第五百五十三條の十第一項第三号の厚生労働省令で定める事務)  
第二百二十四條 法第五百五十三條の十第一項第三号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法第四章の規定による保険給付の支給  
二 法第五十四條の規定による保険料の徴収  
三 法附則第五條第一項の規定による障害前払一時金又は同条第二項の規定による遺族前払一時金の支給

四 平成十九年改正法附則第三十九條の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年改正法第四條の規定による改正前の船員保険法の規定による保険給付の支給  
五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号) 第五條各号又は第六條各号に掲げる事務

附則第一條中「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年改正法」という。)」を「平成十九年改正法」に改める。

附則第一條中「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年改正法」という。)」を「平成十九年改正法」に改める。

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第三条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。  
第二十七条に次の一項を加える。

4 海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当(第二号において「海外療養」という。)について療養費の支給を受けようとするときは、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し  
二 保険者が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

第二十八条の二中「第二十六条の五」の下に、「第二十六条の六の四」を加え、「第二十七条の十八」を削り、「申請年月日」の下に「第二十七条の申請書にあつては申請人の氏名又は個人番号、住所及び申請年月日」を加える。

第四十四条の二を第四十四条の四とし、第四十四条の次に次の二条を加える。

(法第十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務)

第四十四条の二 法第十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法第四章の規定による保険給付の実施  
二 法第七十六条第一項の規定による保険料の徴収  
三 法第八十二条第一項の規定による保健事業の実施  
四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第二十四条各号に掲げる事務

(法第十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務)

第四十四条の三 法第十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法第四章の規定による保険給付の実施  
二 法第七十六条第一項の規定による保険料の徴収  
三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第二十五条各号又は第二十六条に掲げる事務

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一百九条」を「第二百一十一条」に改める。  
第三十五条に次の一号を加える。

三 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第五十八条第五号に掲げる者  
第四十条第三号中(大正十五年内務省令第三十六号)を削り、同条に次の一号を加える。

四 健康保険法施行規則第六十二条の三第五号に掲げる者  
第四十七条に次の一項を加える。

4 海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当(第二号において「海外療養」という。)について療養費の支給を受けようとするときは、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し  
二 後期高齢者医療広域連合が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた被保険者の同意書

本則に次の二条を加える。

(法第六十五条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める事務)

第六十二条 法第六十五条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付の実施  
二 法第四十条第一項の規定による保険料の徴収  
三 法第二十五条第一項の規定による保健事業の実施  
四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第四十六条各号に掲げる事務

(法第六十五条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める事務)

第六十二条 法第六十五条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付の実施  
二 法第四十条第一項の規定による保険料の徴収  
三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第四十三条各号に掲げる事務

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条国民健康保険法施行規則第二十八条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示案	
新旧対照条文	
目次	

○ 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二百三三号）（抄）（第一条関係）	1
○ 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）（抄）（第二条関係）	7

○ 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二二三号）（抄）（第一条関係）  
 【平成二十八年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
<p>健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>一 健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>			<p>健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>一 健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>		
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>規則第五十八條第一号</p>	<p>規則第五十條第一号</p>
<p>健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八條各号に該当する者以外の者</p>	<p>健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八條各号に該当する者以外の者</p>	<p>一食につき 四百六十円 （ただし、 平成二十八 年四月一日 から平成三 十年三月三 十一日まで の間におい ては、一食 につき三百 六十円）</p>	<p>一食につき 二百六十円</p>	<p>規則第五十條の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院</p>	<p>一食につき 二百十円</p>

又は第二号  
に該当する  
者

日数（規則第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。））、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三五第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四

(略)	区	分	額	(略)	(略)	(略)	(略)

二 健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

規則第六十二條の三各号に該当する者以外の者	区	分	額	規則第五十八條第三号に該当する者 (新設)	十條第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。)が九十日以下の者	規則第五十八條第三号に該当する者	規則第五十八條第三号に該当する者
規則第六十二條の三各号に該当する者以外の者	区	分	額	(新設)	規則第五十八條第三号に該当する者	規則第五十八條第三号に該当する者	規則第五十八條第三号に該当する者
規則第六十二條の三各号に該当する者以外の者	区	分	額	(新設)	規則第五十八條第三号に該当する者	規則第五十八條第三号に該当する者	規則第五十八條第三号に該当する者

二 健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。



<p>規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの</p>	<p>規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外のものである者であつて、同条第三号に該当するもの</p>	<p>規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外のものである者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの</p>	(略)	
			(略)	
<p>一日につき                  零円と一食                  につき四百                  六十円との</p>	(略)	(略)	(略)	

<p>規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの</p>	<p>規則第六十二条の三第四号に該当する者以外のものである者であつて、同条第三号に該当するもの</p>	<p>規則第六十二条の三第四号に該当する者以外のものである者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの</p>	<p>者</p>	<p>以下この項において「基準」という。の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院する者</p>	
				<p>基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者</p>	<p>円との合計額</p>
<p>一日につき                  零円と一食                  につき二百                  六十円との</p>	<p>一日につき                  三百二十円                  と一食につ                  き百三十円                  との合計額</p>	<p>一日につき                  三百二十円                  と一食につ                  き二百十円                  との合計額</p>	<p>一日につき                  三百二十円                  と一食につ                  き四百二十                  円との合計                  額</p>	<p>円との合計                  額</p>	

規則第六十二條の三第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの	規則第六十二條の三第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの	(略)	(略)	合計額(ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては一日につき零円と一食につき三百六十円との合計額)
	規則第六十二條の三第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの	(略)		

規則第六十二條の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの	規則第六十二條の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの	規則第六十二條の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの	規則第五條の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	規則第五條の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	合計額
	規則第六十二條の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの	規則第六十二條の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの			

<p>規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの</p>	
<p>一日につき          零円と一食          につき二百          六十円との          合計額</p>	
<p>(新設)</p>	
	<p>につき百円          との合計額</p>

○ 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）（抄）（第二条関係）  
 【平成二十八年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>		<p>後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>	
区 分	額	区 分	額
<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者</p>	<p>一食につき                  四百六十円                  （ただし、                  平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで                  の間においては、一食につき三百六十円）</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者</p>	<p>一食につき                  二百六十円</p>

(略)

(略)

(略)

規則第三十  
五条第一号  
に該当する  
者

規則第六十七条第一項の規定によ  
る申請を行った月以前の十二月以  
内の入院日数（健康保険法施行規  
則（大正十五年内務省令第三十六  
号）第五十八条第一号又は第二十  
六号）（国民健康保険法施行規則（昭和  
三十三年厚生省令第五十三号）第  
二十六条の二の規定により読み替  
えて適用される場合を含む。）若  
しくは第六十二条の三第一号若し  
しくは第二号（国民健康保険法施行  
規則第二十六条の六の三の規定に  
より読み替えて適用される場合を  
含む。）、船員保険法施行令（昭  
和二十八年政令第二百四十号）第  
十条第一項第一号ハ、第二号ハ若  
しくは第三号ハ、国家公務員共済  
組合法施行令（昭和三十三年政令  
第二百七号）第十一条の三の六第  
一項第一号ハ、第二号ハ若しくは  
第三号ハ（これらの規定を私立学  
校教職員共済法施行令（昭和二十  
八年政令第四百二十五号）第六條  
において準用する場合を含む。）  
、地方公務員等共済組合法施行令  
（昭和三十七年政令第三百五十二  
号）第二十三条の三の五第一項第  
一号ハ、第二号ハ若しくは第三号

一食につき  
二百十円

(略)	区 分	(略)	額	<p>二 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。</p>	<p>規則第三十五条第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの</p>	(略)	(略)	(略)	(略)

規則第四十条各号に該当する者以	区 分	<p>二 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。</p>	<p>規則第三十五条第二号に該当する者</p>	<p>ハ又は規則第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。)が九十日以下の者</p>	<p>規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者</p>	<p>一食につき 百六十円</p>	<p>一食につき 百円</p>	(新設)	<p>入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基</p>	<p>一日につき 三百二十円 と一食につ</p>

規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当する者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十四条第七項に該当する者以外のもの	規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当する者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十四条第七項に該当する者以外のもの	規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの	規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの	(略)	(略)
				(略)	(略)

規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当する者のうち、令第十四条第七項に該当する者以外のもの	規則第四十条第三号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当する者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十四条第七項に該当する者以外のもの	規則第四十条第三号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの	規則第四十条第三号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの	外 の 者	準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者
				き四百六十円との合計額	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者

ち、令第十四条第七項に該当するもの	規則第四十条第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの	規則第四十条第三号又は第四号に該当する者であつて、同条第一号に該当する者	(略)
一日につき零円と一食につき四百六十円との合計額(ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき零円と一食につき三百六十円との合計額)	(略)	(略)	(略)

四条第七項に該当するもの	規則第四十条第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの	規則第四十条第三号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者
一日につき百円との合計額	一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額	一日につき零円と一食につき二百十円との合計額	規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者



もの	規則第四十条第三号又は第四号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの	規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの
一日につき 零円と一食 につき百円 との合計額	一日につき 零円と一食 につき百円 との合計額	一日につき 零円と一食 につき二百 六十円との 合計額
る申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	規則第四十条第三号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの	(新設)
零円と一食 につき百六 十円との合 計額	一日につき 零円と一食 につき百円 との合計額	

○厚生労働省告示第二十三号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項（これらの規定を同法第四百九条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定に基づき、健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年二月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示

**第一条** 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一号の表健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八号各号に該当する者以外の者の項中「一食につき二百六十円」を「一食につき四百六十円（ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一食につき三百六十円）に改め、同表に次のように加える。

規則第五十八号第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの	一食につき二百六十円
--	------------

第二号の表規則第六十二条の三第四号に該当する者以外の者であつて、同条第一号又は第二号に該当するものの項及び規則第六十二条の三第四号に該当する者以外の者であつて、同条第三号に該当するものの項中「第六十二条の三第四号」の下に「又は第五号」を加え、同表規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないものの項中「一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額」を「一日につき零円と一食につき四百六十円との合計額（ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき零

円と一食につき三百六十円との合計額」に改め、同表規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するものの項及び規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に該当するものの項中「第六十二条の三第四号」の下に「又は第五号」を加え、同表に次のように加える。

規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの

一日につき  
零円と一食  
につき二百  
六十円との  
合計額

第二号 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一号の表高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者の項中「一食につき二百六十円」を「一食につき四百六十円（ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一食につき三百六十円）」に改め、同表に次のように加える。

規則第三十五条第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの

一食につき  
二百六十円

第二号の表規則第四十条第三号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するものの項、規則第四十条第三号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当する者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十四条第七項に該当する者以外のものの項及び規則第四十条第三号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当する者のうち、令第十四条第七項に該当するものの項中「第四十条第三号」の下に「又は第四号」を加え、同表規則第四十条第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないものの項中「一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額」を「一日につき零円と一食につき四百六十円との合計額（ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき零円と一食につき三百六十円との合計額）」に改め、同表規則第四十条第三号に該当する者であつて、同条第一号に該当するものの項及び規則第四十条第三号に該当する者であつて、同条第二号に該当するものの項中「第四十条第三号」の下に「又は第四号」を加え、同表に次のように加える。

規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの

一日につき  
零円と一食  
につき二百  
六十円との  
合計額

附 則

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた食事療養に係る食事療養標準負担額又は生活療養に係る生活療養標準負担額については、なお従前の例による。

3 施行日の前日において、一年以上継続して医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第一号に規定する精神病床に入院していた者であつて、施行日以後引き続き健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第三項各号に掲げる病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院（当該者が一の病院等を退院した日において他の病院等に入院する場合を含む。）するものについては、当分の間、この告示による改正前の健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額又は後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の規定を適用する。